

第 4 監 視

1 薬事監視指導

不良な医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）や不正表示医薬品等が製造され、流通することを未然に防止し、医薬品等の適正な供給、使用及び品質の確保を図るため、薬事監視員が製造業者、薬局及び医薬品販売業者等に立入検査を実施している。

また、医薬品の取扱いや管理状況の確認及び医薬品の収去検査を行う等、不良医薬品、不正表示医薬品等の排除に重点を置く監視指導を実施している。

- ① 医薬品販売業者等に対し、医薬品等一斉監視指導を中心に計画的に立入調査を実施している。
- ② 広告監視により、医薬品的な効能効果を標榜する健康食品等無承認無許可医薬品の監視指導を実施している。
- ③ 医薬品成分を含有するいわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）による県民の健康被害を防止するため、収去及び買上検査を実施している。
- ④ 医薬品医療機器等法関連法令等の周知徹底のため、薬局、医薬品販売業者に対し、講習会を開催している。

(2) 県が実施した行政処分事例（平成13年度以降）

処分年月	業種	違反内容	処分内容	適用条文
H13. 4	薬局	薬剤師の増員命令及び管理者の変更命令に速やかに応じなかった。 管理薬剤師に当該店舗を実地に管理させなかった。	業務停止 20 日間	法第 72 条の 2 及び 第 73 条に基づく命令違反 法第 8 条
H14. 10	薬局	薬局において、医薬品製造業の許可を受けずに医薬品を製造し、販売した。	業務停止 7 日間	法第 12 条第 1 項 法第 55 条第 2 項
H14. 11	薬局	薬局において、ある医薬品の代替品として模造医薬品を販売目的に貯蔵、陳列し、販売した。	業務停止 12 日間 (公表)	法第 55 条第 2 項
H15. 6	薬局	薬局において、医薬品製造業の許可を受けずに医薬品を製造し、販売した。	業務停止 20 日間 (公表)	法第 12 条第 1 項 法第 55 条第 2 項
H15. 6	薬局	上記薬局において製造された無承認無許可医薬品を販売した。	業務停止 7 日間 (公表)	法第 55 条第 2 項
H18. 7	薬局	処方せん医薬品を処方せんの交付を受けた者以外の者に販売した。 譲受人から書面の交付を受けずに劇薬を販売した。 ※ 参考；別途、麻薬及び向精神薬取締法に基づく業務停止あり（向精神薬小売業者）	業務停止 14 日間 (公表) ※ 麻向法 業務停止 30 日間	法第 46 条第 1 項 法第 49 条第 1 項 ※ 麻向法第 50 条 の 16 第 4 項
H19. 3	第二種 製造販売業、 製造業	承認を受けた医薬品について、その成分の分量が承認内容と異なる医薬品を製造・販売した。	各業態とも 業務停止 30 日間 (公表)	法第 56 条第 2 項
H20. 3	薬局、 一般販売業、 薬種商 販売業	厚生労働大臣の承認、許可を受けることなく、医療用及び一般用医薬品を組み合わせることで本店で製造し、自社の店舗等を通じ医薬品として顧客に販売した。 また、一部店舗では 11 か月間管理者不在であった。 ※ 参考；薬局は、別途麻薬及び向精神薬取締法に基づく業務停止あり（向精神薬小売業者）	薬局（本店）： 業務停止 30 日間 薬局（支店）： 業務停止 20 日間 その他： 業務停止 15 日間 ※ 麻向法 薬局（本店）： 業務停止 45 日間 薬局（支店）： 業務停止 30 日間 (公表)	法第 7 条第 2 項 法第 12 条第 1 項 法第 13 条第 1 項 法第 14 条第 1 項 法第 55 条第 2 項 ※ 麻向法第 50 条 の 15 第 1 項 ※ 麻向法第 50 条 の 16 第 2 項及び第 4 項

【業態別、年度別行政処分（県実施）件数推移（平成16年度～令和3年度）】

業種 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	計
薬 局			1	2															5
店舗販売業																			0
一般販売業				1															1
卸売販売業																			0
薬種商販売業				5															5
特例販売業																			0
配置販売業																			0
製造販売業			1																1
製 造 業			1																1
計	0	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13

※ 店舗販売業は平成21年度以降、一般販売業は平成24年度以前の業種である。

(3) 不良・不適正表示医薬品等や違法広告の指導・取締り

製造業者及び製造販売業者に対する調査指導や市場流通製品の取去検査等を実施することにより、不良・不正表示医薬品等の流通防止や市場からの排除に努めている。

また、医薬品等の虚偽・誇大広告や、医薬品等ではないものに医薬品的効能効果を標榜する違法広告は、消費者に誤った認識を与え、保健衛生上問題が生じるおそれがあるため、インターネット、新聞、チラシ及びテレビ等の広告監視を行い、その適正化を図っている。

【令和3年度処理件数】

		処理件数 計	県内での発見		県外からの通報
			他県への通報	県内での処理	
不良・不正表示	医薬品	1		1	
	医薬部外品				
	化粧品	1		1	
	医療機器				
虚偽・誇大	医薬品	1		1	
	医薬部外品	2	2		
	化粧品	2		2	
	医療機器				
違法広告	医薬品	18	12	3	3
	医薬部外品	3	2	1	
	化粧品				
	医療機器				
計		28	16	9	3

(4) 無承認無許可医薬品の指導・取締り

医薬品を流通させるためには、有効性と安全性を確認することを目的として、あらかじめ承認を受ける必要がある。さらに、製造販売しようとする者はあらかじめ許可を受けなければならない。

しかし、承認も許可も受けていない医薬品（無承認無許可医薬品）が、いわゆる健康食品として流通している事案が発生している。

無承認無許可医薬品は、有効性はもちろん安全性が確認されておらず、効果が得られないばかりか健康被害を発生させるおそれがあるため、消費者への保健衛生上の影響は重大と考えており、特に監視指導を強化している。

<健康食品買上げ検査>

近年の健康志向の高まり、インターネットなどで手軽に通信販売ができるようになったことを背景に、外国製のサプリメントを輸入販売する者が増えているが、外国でサプリメントとして流通している物の中には、国内では医薬品に該当する物がある。

医薬品成分を含有した不正な健康食品が多く流通していることを踏まえ、抜き打ちで買上げ検査を実施している。

特に、インターネット上で痩身や強壯の目的で販売されている健康食品を中心に買上げ、検査の結果、医薬品成分の含有を確認した場合には、違反事業者の責任で市場から違反製品を回収させるとともに、報道発表及び県庁ホームページ掲載等により、違反製品の摂取中止を広く県民に呼びかけている。

【令和3年度買上げ検査結果】

検査製品数	30 (痩身目的：15製品、強壯目的：13製品、妊活目的：2製品)
違反製品数	3
違反製品名 (医薬品成分名)	タダラフィル、シルデナフィル

【買上げ検査結果（平成15年度～令和3年度）】

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	計
検査製品数	21	29	22	27	28	28	25	26	27	20	24	24	24	25	30	30	30	30	30	500
違反製品数	3	6	6	5	15	7	4	1	4	9	6	9	9	7	3	5	2	0	3	104

(5) 薬事講習会・研修会

医薬品の適正使用の推進の観点から、関係業者への講習会・研修会を開催している。
また、他機関・団体の主催する講習会等へ講師を派遣している。

【令和3年度実績】

日付	講習会・研修会の名称	会場	出席者数
R3. 7. 11	新規保険指定時指導講習会	福岡商工会議所	128名
R3. 7. 22	福岡県ジェネリック医薬品販社協会総会	福岡商工会議所	96名
R4. 1. 22	新規保険指定時指導講習会	日邦薬品工業(株)福岡営業所	33名

2 薬事情報センター

(1) 設置主旨

近年の医療水準の向上と医薬品の進歩は、多種多様な薬事情報の必要性を生じている。医薬品は生命健康の保持に欠くことができないものである反面、好ましくない副作用をもつので、両刃の剣といわれている。

医薬品の有効性と安全性を期するためのデータバンクとして、昭和 55 年 10 月県薬剤師会館に薬事情報センターを設置し、医療従事者及び消費者に薬事情報を提供し、医療の向上に寄与している。

(2) 業務概要

福岡県薬剤師会薬事情報センターは、昨今の情報流通の革新に対応し、インターネットをはじめ、あらゆる情報通信メディアを活用するとともに行政機関（厚生労働省、県保健医療介護部薬務課、保健所等）、医療関係団体（公益社団法人福岡県医師会、一般社団法人福岡県歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会等）、製薬企業等と連携を図り、最新の情報収集に努めている。

さらに、収集した情報については、評価して整理保管し、緊急性を要する情報については、医薬品等情報ネットワーク（電子メール・FAX）や SNS（Twitter）を通じ提供し、また、能動的、受動的な情報提供を行っている。

また、昭和 63 年 1 月 7 日から同センターに「くすりなんでもテレホン」を設置しており、情報範囲は医薬品にとどまらず、医薬部外品・化粧品・医療機器・農薬・化学物質・健康食品等多岐にわたり広範な分野で一般県民にも対応すべく体制が整えられている。

このテレホンサービスは毎週月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分・土曜日の午前 9 時から 12 時まで、専用電話（092-271-1585）により質問・相談に応じているほか、メールフォームや LINE による質問受付も実施している。

また、令和 2 年度末からは新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤルを設置し、質問・相談に応じている。

(3) 実施主体並びに運営費等

実施主体：公益社団法人福岡県薬剤師会（会長 原口 亨）

所在地：福岡市博多区住吉 2 丁目 20 番 15 号（TEL:092-271-3791）

運営：公益社団法人福岡県薬剤師会に薬事情報センター運営委員会を設置し、運営にあたる。

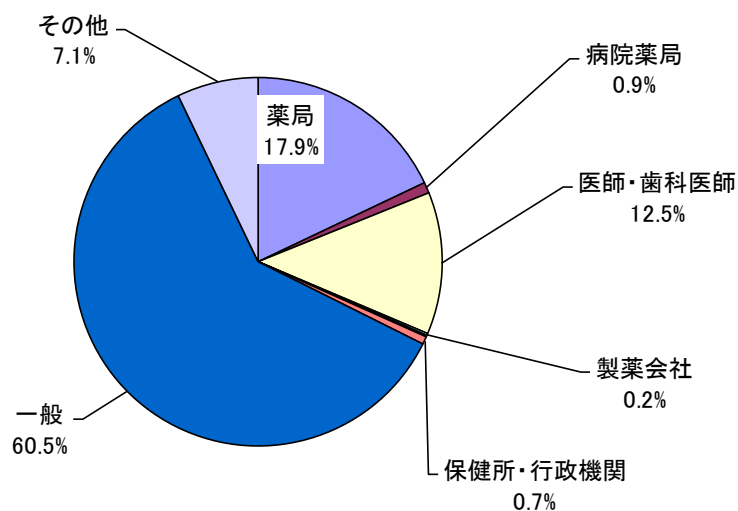
補助金：令和 3 年度 1,368 万円（福岡県薬事情報センター運営事業）

(4) 主な事業内容 (平成29年度～令和3年度)

- ① 医療関係者や一般県民等からの質問に対する調査・回答
ア 質問件数(質問者からの内訳)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
会 員	薬 局 ・ 薬 店	1,218	774	721	613	397
	病院・診療所薬局	15	12	13	16	7
	製 薬 会 社	1	2	1	3	4
	医 薬 品 卸	21	4	6	0	3
	保健所・行政機関	26	33	36	16	15
	県 内 支 部	8	7	11	13	6
	そ の 他	72	120	78	110	113
	小 計	1,361	952	866	771	545
会 員 外	医 師 ・ 歯 科 医 師	335	279	333	289	276
	病院・診療所薬局	16	48	19	28	14
	県外薬剤師会	4	14	16	24	20
	一 般 消 費 者	2,435	1,919	1,397	1,159	1,338
	そ の 他	14	20	18	14	19
	小 計	2,804	2,280	1,783	1,514	1,667
合 計		4,165	3,232	2,649	2,285	2,212

令和3年度 質問件数内訳 (総件数2,212件)

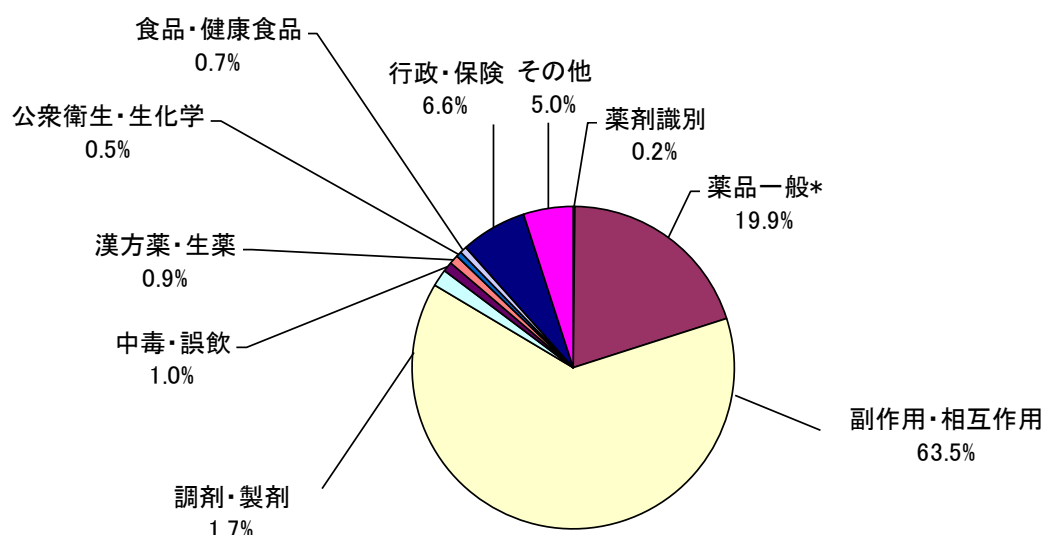


イ 調査件数 (質問内容)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
薬 剤 識 別	17	30	5	10	8
薬 品 一 般 *	1,730	1,382	1,067	932	958
副 作 用 ・ 相 互 作 用	3,021	2,726	3,332	2,764	3,056
調 剤 ・ 製 剤	97	76	78	116	83
中 毒 ・ 誤 飲	47	39	40	32	47
漢 方 薬 ・ 生 薬	106	41	13	18	44
公 衆 衛 生 ・ 生 化 学	35	29	34	102	26
食 品 ・ 健 康 食 品	119	43	42	65	33
行 政 ・ 保 険	957	656	505	483	319
そ の 他	614	409	361	352	240
合 計	6,743	5,431	5,477	4,874	4,814

* 市販の有無、用法、用量、治療法など

令和3年度 調査件数内訳 (総件数4,814件)



② 医薬品等の情報提供

- －「医薬品情報」を「ふくおか県薬会報」に掲載。令和3年4～12月毎月1回、令和4年1～3月隔月発行
- －「薬事情報センターのページ」を「県医報（県医師会会報）」に掲載。月1回発行
- －医薬品適正使用情報を「歯界時報（県歯科医師会会報）」に掲載（平成28年2月号から）。月1回発行
- －ホームページにより、よくある質問や医薬品情報、医療関係記事等を提供。適宜更新。
- －メールマガジンやファクシミリにより、緊急安全性情報等を会員や医療関係団体等へ提供。
- －臨床の現場で活用できる「くすりについてのQ&A集」を発行、デジタル化し、ホームページにより提供。
- －一般県民向けパンフレット「読むおクスリ」、「上手に使おう健康食品 Vol.10」を作成。各地区健康展等で配布。
- －日本薬剤師会と文献データベース BUNSAKU を共同構築。
- －薬事情報センター保有の医療関係雑誌より文献データベースを作成・更新。
- －ホームページに「ジェネリック医薬品情報提供コーナー」を開設し、情報提供や電話相談に対応。
- －「ドーピング防止ホットライン」を実施し、競技者等からの相談に対応。
- －公益財団法人福岡県体育協会の「スポーツ医・科学委員会」へ関連情報を提供し、福岡県のスポーツ振興に協力。 他

③ 講演会・研修会における講演等

- 5月16日 学会発表スキルアップセミナー 講演
「プレゼンテーションのコツ」

- 9月19日～20日 第54回日本薬剤師会学術大会 発表
分科会14「COVID-19 薬剤師～経験を通じて今後を考える～」
分科会18「薬剤師業務とDI活動」
分科会21「薬剤師が支えるスポーツの価値」

- 11月20日 令和3年度県庁薬剤師会行政実務研修 講演
「薬事情報センターにおける県民からの相談等」

- 11月20日 令和3年度県庁薬剤師会行政実務研修 講演
「薬事情報センターにおける県民からの相談等」

- 2月26日 アンチドーピング研修会 講演
「2022年禁止表国際基準の変更点」
「アンチドーピングガイドブック、Global DROの使い方」

④ その他

- －各種健康展等への協力、各種学会等への参加
- －北九州市にて開催された世界体操・新体操開催期間中（10月13日～11月1日）におこなえるアンチドーピングに関する照会対応

等

3 医薬品等の供給体制の整備

(1) 災害時備蓄医薬品

平成7年1月17日に阪神・淡路大震災という未曾有の大地震が発生した。

大震災による悲惨な状況を目のあたりにして、本県においても各種支援を行うとともに、保健環境部（当時）においては急遽、医薬品等の支援及び医療救護班の派遣を行った。

福岡県もこのような大規模災害に対応するために、地域防災計画の見直しを行い、また、平成7年11月8日、九州・山口地方知事会において九州・山口9県応援協定が締結され、災害の協力体制の整備が図られた。

県の災害備蓄物資のうち、災害医療に不可欠な医療品等においては、初動医療のための外科的治療を目的として総計2万人分の医療用具・医薬品等を平成7年度に県下5か所の県立病院に備蓄した。

その後、県立病院の民間移譲等により、平成17年度4月からは、県下8か所の医薬品卸売販売業者及び医療機器販売業者において、流通備蓄（一部保管備蓄）の形態をとっている。

平成8年8月には、県備蓄医薬品等の運搬及び供給について、福岡県医薬品卸業協会及び福岡県医療機器協会と協定を締結している。

この事業に併せて、災害緊急医薬品等供給体制整備検討会を設け、①医薬品が不足した場合の供給方法、②災害時に備え付けておくべき慢性疾患用医薬品等の種類、③情報伝達の方法、④広域支援の方法等について検討を行い、災害時に医薬品の安全供給体制の設備を図っている。

備蓄概要

大規模災害発生直後の被災負傷者（2万人相当）に対する必要な医薬品等を県下4ブロック（福岡県医薬品卸業協会・福岡県医療機器協会各1か所/ブロック、計8か所）に備蓄し、その保管管理を委託。

緊急医薬品等1セット（1,000人分）の内容

区 分	品 名	備蓄方法	品目数		備蓄先	
診療創傷セット	縫合糸、手術用手袋等	流 通	4	56	医 療 機 器 協 会 会 員	
	血圧計、携帯型心電計、聴診器、 外科剪刀、止血鉗子、鉗子立 等	保 管	52			
蘇生気管セット	口腔吸引チューブ、気管切開チューブ 等	流 通	6	23		
	手動式蘇生器、自動蘇生器、鼻鏡、 咽頭鏡セット 等	保 管	17			
衛生材料セット	滅菌ガーゼ、注射器、包帯 等	流 通	14	21		医 薬 品 卸 業 協 会 会 員
	皮膚用鉛筆、石けん 等	保 管	7			
事務用品セット	筆記用具 等	保 管	32	32		
医薬品セット	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤 等	流 通	72	72		
合 計				204		

(2) モバイルファーマシーの運用

災害によりライフラインが寸断され、薬局の調剤機能が停止した被災地では、持病等を治療中の避難者に対する医薬品供給体制の確保が必要となる。この問題を解決するため、令和2年度、公益社団法人福岡県薬剤師会が、県の補助を受け、薬局機能を搭載した機動力のある災害対応医薬品供給車両（モバイルファーマシー）を導入した。

この事業に併せて、福岡県災害時医薬品供給体制検討会を設けてモバイルファーマシーの運用に係る検討を行い、福岡県医薬品卸業協会が車両を保管し、災害時に県の要請により医薬品を搭載して、県薬剤師会の薬剤師が乗務の上、被災地へ出動し、避難所等で調剤を行う運用を決定した（行政、薬剤師会、医薬品卸団体の三者連携によるモバイルファーマシーの運用は、全国初）。

4 かかりつけ薬剤師・薬局の推進

医薬分業は、医師、歯科医師及び薬剤師が各々の専門性を活かすことで、より質の高い医療を患者に提供するためのシステムである。

医薬分業が進展することにより、医薬品の適正使用に関して次のようなメリットがあるため、本県においても推進している。

- ・ 医師及び歯科医師が自らの手元にある医薬品に限定されることなく、自由に処方設計をすることができる。
- ・ 薬剤師がジェネリック医薬品など経済的な側面を含め、患者にとって最善の処方をするすることができる。
- ・ 薬剤師が服薬情報（薬歴）の一元管理をすることにより、一般用医薬品を含む多剤・重複投薬及び相互作用の有無について、総括的な服薬管理をすることができる。
- ・ 薬剤師による処方チェックが加わることで、薬物療法の有効性及び安全性が向上し、残薬の解消をすることができる。

公益社団法人日本薬剤師会の調査では、令和3年度における医薬分業率は、全国で前年度比0.4%減の75.3%、本県で前年度比0.6%減の78.2%となっている。

一方、患者が受診した医療機関ごとに近くの薬局で調剤を受ける門前薬局が定着し、服薬情報の一元化などの機能が必ずしも発揮できていないため、患者本位の医薬分業になっていないとの指摘を受けている。

医薬分業のメリットを十分に享受するためには、「かかりつけ薬剤師・薬局」を中心とした面分業の充実が重要である。

厚生労働省では全ての薬局をかかりつけ薬局に再編するため、『「門前」から「かかりつけ」、そして「地域へ』をスローガンに平成27年10月、「患者のための薬局ビジョン」を策定し、「かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能」及び「患者等のニーズに応じて強化・充実すべき2つの機能」を示している。

＜かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき3つの機能＞

- ① 主治医との連携、患者に対する丁寧なインタビュー及びお薬手帳の内容把握等を通じて、服薬情報を一元的・継続的に把握し、それに基づき適切に薬学的管理・指導を行うことができる。

お薬手帳を複数所持している患者に対し、お薬手帳の一冊化・集約化の意義・役割を説明することができる。

- ② 開局時間外の夜間や休日でも患者からの電話相談や調剤に対応することができる。

在宅医療に対応することができる。

- ③ 処方チェックにより疑義が生じた場合に、処方医に疑義照会・処方提案ができる。

患者の状態を継続的に把握し、服薬情報及び副作用発生状況等を処方医へフィードバックするとともに、残薬管理・処方提案ができる。

地域住民からの健康相談に対応し、医療機関への受診勧奨やケアマネジャーなどの他職種と連携することができる。

＜患者等のニーズに応じて強化・充実すべき2つの機能＞

- ① 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行うことができる。

- ② 致死的な副作用のコントロール及び服薬アドヒアランス並びに副作用及び効果の発現状況に特段の注意を払う必要があるがん、HIV及び難病の患者に対し、専門的な薬物療法を提供することができる。

本県では、かかりつけ薬局の機能を強化し、患者のための薬局ビジョンを推進するため、平成28年度に「薬局間連携促進によるかかりつけ機能強化事業」及び「薬局による安心な暮らし推進事業」、平成29年度に「患者情報に基づく安全な薬物療法提供推進事業」及び「薬局・薬剤師が支える安心な暮らし推進事業」を実施している。また、令和元年度は地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業として「患者から選択される薬局のための機能強化事業」を実施している。

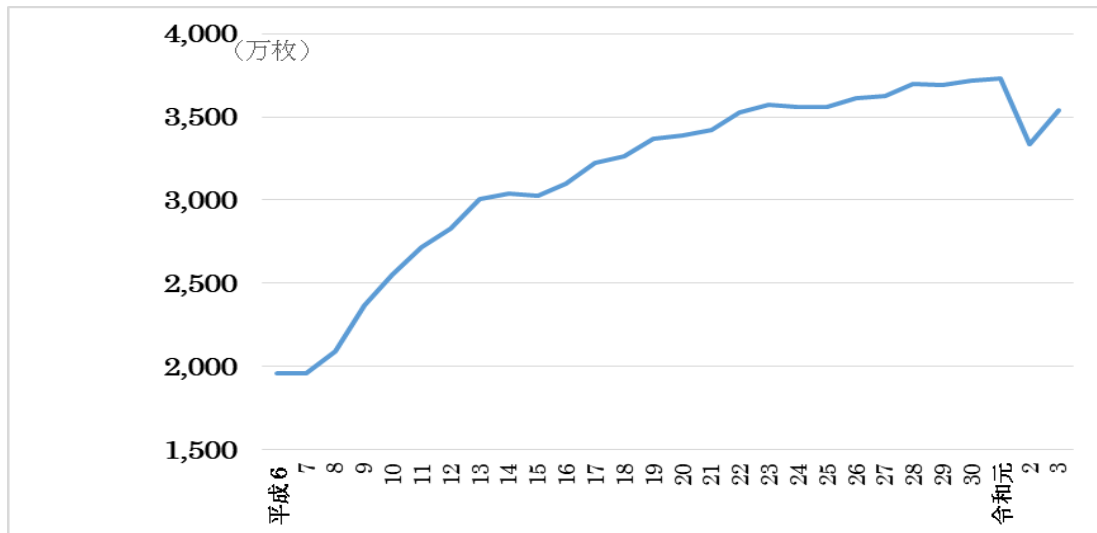
○処方箋等取扱い状況

年度別の薬局数及び保険調剤の処方箋枚数

年 度	薬 局 数 (※1)	処方箋枚数 (※2)
平成 6	2,004	19,584,321
7	2,070	19,584,321
8	2,133	20,934,078
9	2,225	23,678,492
10	2,291	25,519,057
11	2,343	27,142,555
12	2,376	28,306,689
13	2,431	30,038,573
14	2,476	30,403,410
15	2,491	30,291,298
16	2,507	31,011,343
17	2,566	32,235,552
18	2,605	32,662,694
19	2,636	33,705,092
20	2,644	33,915,941
21	2,667	34,241,482
22	2,697	35,287,258
23	2,719	35,708,528
24	2,764	35,627,568
25	2,857	35,571,861
26	2,875	36,149,579
27	2,890	36,235,794
28	2,901	36,967,459
29	2,891	36,922,203
30	2,914	37,178,279
令和元	2,902	37,340,864
2	2,921	33,332,866
3	2,943	35,375,467

※1：厚生労働省「衛生行政報告例」より（3月31日現在）

※2：公益社団法人日本薬剤師会「医薬分業進捗状況」より福岡県保険調剤処方箋枚数の年度推移



○都道府県別医薬分業率の推移

令和元年度		
	都道府県名	医薬分業率 (%)
1	秋田	88.9
2	岩手	85.6
3	青森	85.4
4	新潟	85.1
5	宮城	84.3
6	神奈川	84.2
7	北海道	82.3
8	佐賀	82.2
9	島根	81.6
10	東京	80.3
11	福島	79.6
12	茨城	79.2
	千葉	79.2
14	埼玉	79.0
15	沖縄	78.8
16	山梨	78.7
17	山口	78.1
18	宮崎	77.9
19	福岡	77.6
20	静岡	77.4
21	山形	76.9
	大分	76.9
23	長野	75.9
24	長崎	75.6
25	滋賀	75.2
	全国平均	74.9
26	鹿児島	74.8
27	鳥取	74.3
	広島	74.3
29	兵庫	73.2
30	高知	72.3
31	熊本	70.3
32	岐阜	70.2
33	栃木	69.3
34	香川	68.3
35	三重	67.8
36	岡山	67.0
37	愛知	66.7
38	石川	66.0
39	大阪	65.1
40	奈良	64.7
41	富山	64.3
42	群馬	63.6
43	愛媛	61.7
44	京都	60.5
45	徳島	60.1
46	和歌山	57.3
47	福井	53.9

令和2年度		
	都道府県名	医薬分業率 (%)
1	秋田	89.6
2	青森	86.2
	岩手	86.2
4	新潟	86.1
5	神奈川	84.8
6	宮城	84.2
7	北海道	83.0
8	島根	82.4
	佐賀	82.4
10	東京	80.4
11	福島	79.9
12	茨城	79.8
13	山口	79.5
14	埼玉	79.4
	千葉	79.4
16	山梨	79.3
17	福岡	78.8
18	沖縄	78.7
19	宮崎	78.4
20	山形	78.0
21	長崎	77.7
22	静岡	77.5
23	長野	77.3
	大分	77.3
25	滋賀	75.8
	全国平均	75.7
26	鹿児島	75.5
27	広島	74.7
28	鳥取	74.5
29	兵庫	74.3
30	高知	73.3
31	熊本	71.7
32	栃木	71.3
33	岐阜	70.5
34	三重	69.1
35	香川	69.0
36	石川	68.2
37	岡山	67.6
38	富山	67.1
39	愛知	66.9
40	大阪	66.8
41	奈良	66.0
42	群馬	64.8
43	京都	62.4
	愛媛	62.4
45	徳島	61.0
46	和歌山	58.9
47	福井	56.4

令和3年度		
	都道府県名	医薬分業率 (%)
1	秋田	89.2
2	青森	86.3
3	岩手	86.0
	新潟	86.0
5	宮城	84.2
6	神奈川	83.1
7	北海道	82.7
8	島根	82.6
9	佐賀	81.4
10	福島	79.5
	茨城	79.5
12	山口	79.1
13	東京	78.6
	山梨	78.6
15	埼玉	78.5
	宮崎	78.5
17	千葉	78.4
18	福岡	78.2
19	山形	78.0
20	長崎	77.7
21	沖縄	77.6
22	長野	77.1
	静岡	77.1
24	大分	77.0
25	滋賀	75.9
	全国平均	75.3
26	鳥取	75.1
27	広島	74.6
28	鹿児島	74.5
29	兵庫	73.8
30	高知	72.8
31	栃木	71.7
32	熊本	71.6
33	岐阜	70.8
34	三重	69.6
35	香川	69.1
36	富山	69.0
37	石川	67.6
38	岡山	67.5
39	愛知	67.4
40	大阪	66.9
41	奈良	65.9
42	群馬	65.3
43	愛媛	63.6
44	京都	62.5
45	徳島	61.5
46	和歌山	59.5
47	福井	57.3

公益社団法人日本薬剤師会「医薬分業進捗状況」より

5 解毒剤の確保

和歌山市で発生した毒物カレー事件を発端として、全国で食品等への毒物混入事件が発生しており、その中で、緊急時における解毒剤の供給が問題となった。

また、平成13年9月に発生した米国での同時多発テロ及び平成15年3月に開始された対イラク武力行使を契機に、テロ発生時における医薬品供給体制の整備も必要となった。

本県では、県民の生命や健康等、安全を脅かす事態に対応するため、平成10年9月「健康危機管理連絡会議」を設置し、医薬品卸売販売業者における解毒剤の保有状況を医療機関に提供する体制を整備した。

- (1) 緊急時における中毒治療に必要な医薬品の確保について
平成10年9月11日、医薬品製造メーカー及び福岡県医薬品卸業協会との会議を開催し、「緊急時における医薬品の確保」について協力を要請し、以下の合意が得られている。
【合意事項】
 - ① 福岡県医薬品卸業協会及び筑紫二十日会は、救命救急センターに備蓄した医薬品が不足する等の緊急時において解毒剤提供の要請があった場合は、医薬品の確保に協力する。
 - ② 医薬品卸売販売業者における解毒剤の保有状況については、定期的に調査し、その結果を医療機関等に情報提供する。
- (2) 解毒剤など医薬品の保有状況について
解毒剤については、シアン中毒による治療薬の亜硝酸アミル、ヒ素中毒による治療薬のジメルカプロール等、20種類の解毒剤が医薬品卸売販売業者において保有されている。
＜参考＞ 化学物質中毒に使用される主な解毒剤一覧表
- (3) 医薬品確保のための夜間・休日連絡網について
夜間・休日連絡網については、福岡県医薬品卸業協会の協力を得て、休日及び夜間の出庫・配送体制、電話番号、FAX番号の調査を行っている。
- (4) 医療機関に対する周知の強化について
医薬品卸売販売業者における解毒剤の保有状況については、福岡県医師会及び救命救急センターに情報提供を行ってきたが、さらに周知を図るため、平成10年9月18日に医療指導課と連名で福岡県医師会等関係医療機関に通知を行った。

化学物質中毒に使用される主な解毒剤一覧表

化学物質名	代表的物質名	解毒剤等	商品(例)	メーカー
シアン化合物	シアン化カリウム シアン化ナトリウム	亜硝酸アミル	亜硝酸アミル「AFP」	アルフレッサ ファーマ(株)
			チオ硫酸ナトリウム水和物 ヒドロキソコバロアミン	日医工(株) メルクハイオファーマ(株)
重金属	ヒ素 ヒ素、水銀、鉛、銅、金、 ビスマス、クロム、アンチモン 鉛 銅、水銀、鉛 鉄 鉛・マグネシウム 鉛・有機リン	チオ硫酸ナトリウム水和物	デトキソール静注液2g	日医工(株)
		ジメルカプロール	バル筋注100mg「AFP」	アルフレッサ ファーマ(株)
		エドト酸カルシウム、ニナトリウム水和物	ブライアン点滴静注1g、ブライアン錠500mg	日新製薬(株)
		ペニシラミン	メタルカプターゼカプセル50mg・100mg・200mg	大正製薬(株)
		デフェロキサミンメシル酸塩	デスフェール注射用500mg	ノバルティスファーマ(株)
		塩化カルシウム水和物	大塚塩カル注2% 他	大塚製薬(株) 他
		グルタチオン	タチオン錠50mg・100mg、タチオン散20%	長生堂製薬(株)
		プラリドキシムヨウ化物	パム静注500mg	大日本住友製薬(株)
		アトロピン硫酸塩水和物	アトロピン硫酸塩注0.5mg「タナベ」 他	ニプロESファーマ(株) 他
		ジアゼパム	ホリソソ注射液10mg ジアゼパム注射液10mg「タイヨー」	丸石製薬(株) 武田テバファーマ(株)
バラコート、ジクワット	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム	ケイキサレート散	ケイキサレート散	鳥居薬品(株)
		カリセラム-Na末	カリセラム-Na末	扶桑薬品工業(株)
フッ化水素、シュウ酸塩	グルコン酸カルシウム水和物	カルチコール注射液8.5%	カルチコール注射液8.5%	日医工(株)
		アセチルシステイン	アセチルシステイン内用液17.6%「あゆみ」	あゆみ製薬(株)
メタノール、エチレングリコール	ホメピゾール	ホメピゾール点滴静注1.5mg「タケダ」	ホメピゾール点滴静注1.5mg「タケダ」	武田薬品工業(株)
		フルマゼニル	フルマゼニル注射液0.5mg フルマゼニル静注液0.5mg	アスベンジヤパン(株) 沢井製薬(株) 他
葉酸代謝拮抗剤	メチルチオニウム塩化物水和物	ロイコポリン注3mg、ロイコポリン錠5mg	ロイコポリン注3mg、ロイコポリン錠5mg	ファイザー(株)
		メチレンブルー静注50mg「第一三共」	メチレンブルー静注50mg「第一三共」	第一三共(株)
炭疽菌	シプロフロキサシン	シプロフロキサシン注、点滴静注、錠	シプロフロキサシン注、点滴静注、錠	バイエル薬品(株) 他

6 ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品（以下「GE」という。）は、先発医薬品と有効成分、同じ効き目を持つ医薬品である。

福岡県は、県民 1 人当たりの医療費が全国平均に比べて高く、特に高齢者の医療費においては、平成 14 年度以降、1 人当たりの年間医療費が全国 1 位の高さである。

先発医薬品に較べて安価な GE の使用は、一人一人の行動が医療費の削減に直結し、医療の質を維持しつつ、医療費の過度な増大を抑える効果が確実に現れることから、本県では GE の使用促進を重要な施策として捉え、医療関係者や県民が GE を利用しやすい環境整備に取り組んでいる。

具体的には、平成 19 年 8 月に、有識者、関係団体及びモデル病院等からなる福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会を設置、現状の把握や解決策の検討を行っている。

令和 3 年度までの主な取組は以下のとおり。

- (1) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会の開催（年 1～4 回）
- (2) 第三者機関による品質確認（16 成分、73 品目検査、全て基準に適合）
- (3) 採用マニュアルの作成配布
- (4) 啓発ポスター・リーフレットの作成配布
- (5) モデル病院採用 GE リスト及び福岡県ジェネリック医薬品使用量上位品目リストの作成配布
- (6) 医療機関向けガイドブックの作成配布
- (7) 医療関係者への研修会の実施
- (8) 広報誌、新聞、テレビを利用した県民啓発
- (9) 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会中間報告書の作成
- (10) 後期高齢者医療広域連合及びモデル市町村の国民健康保険の被保険者を対象に、GE に替えた場合の薬剤費削減可能額の通知、同通知への啓発リーフレットの同封（R3：資料内容の改訂を実施）
- (11) 製剤設計に基づく GE の特徴の評価（汎用 GE リストの作成）
- (12) 地域での講習会を開催（医療関係者向け）
- (13) ジェネリック医薬品情報コーナーの開設
- (14) 県政出前講座の実施（実績 H21：15 回、504 名、H22：13 回、350 名、H23：6 回、114 名、H24：5 回、130 名、H25：7 回、180 名、H26：6 回、263 名、H27：8 回、322 名、H28：1 回、26 名、H29：1 回、5 名、H30：3 回、52 名、R1：7 回、202 名、R2：2 回、39 名、R3：なし）
- (15) 地域協議会事業の実施（筑紫地区、飯塚地区、八女筑後地区、田川地区、北九州市、福岡市）
地域関係者（県、市町村、地域医師会、地域薬剤師会、基幹病院、基幹薬局等）がジェネリック医薬品の普及に関する取組に係る情報を共有し、連携した取組を実施できるよう協議会を実施。各地域において基幹病院採用 GE リストを作成・配布等を行っている。
- (16) レセプトデータを活用した GE 普及状況の詳細な分析
- (17) 県内市町村を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施し、各市町村の取組や課題について情報共有
- (18) 子ども世代を対象に、GE 使用を促進する啓発リーフレット及び保険証や「子ども医療証」に貼付可能な GE 希望シールを作成配布
- (19) アビスパ福岡とコラボレーションし、ロゴやマスコットのデザインを使用した GE 希望シールの作成に向けた準備
- (20) 医療の現場において医薬品の供給不足に関する説明の際に活用可能な資料を作成・公表

この他、現状を把握するために、以下の調査を随時行っている。

- (1) 県政モニター、医療機関、薬局を対象とした調査
- (2) 卸売販売業者等を対象とした県内流通量（数量シェア等）の調査

7 医薬品の適正使用促進

高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、高齢者に対する薬物療法の需要はますます高まっている。一方、加齢に伴う生理的な変化によって薬物動態や薬物反応性が一般成人とは異なることや複数の併存疾患をそれぞれ治療するために投与された薬剤同士で薬物相互作用が起こりやすく、薬物有害事象が問題となりやすい。同時に、生活機能や生活環境の変化により薬剤服用にも問題を生じやすい状況がある。

そのため、厚生労働省では、平成29年4月に「高齢者医薬品適正使用検討会」を設置し、薬物療法の安全対策を推進するために、安全性確保必要な事項調査・検討を進めており、平成30年5月に「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」が取りまとめられた。

本県でも、医薬品の適正使用を促進するため、平成30年度から新たに、有識者及び関係団体等による「福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会」を設置し、現状の把握や解決策の検討を行っている。

令和3年度までの主な取組は以下のとおり。

- (1) 福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会の開催
- (2) お薬手帳活用促進事業の実施
- (3) 高齢者の医薬品適正使用の指針に基づいた薬物療法適正化モデル事業の実施
- (4) ポリファーマシーに関する研修会の開催
- (5) 県政出前講座、各種イベント等を活用した県民啓発

